

大阪府立健康科学センターの管理運営業務基本協定書

大阪府（以下「甲」という。）は、財団法人大阪府保健医療財団（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立健康科学センター設置条例（以下「条例」という。）第7条に規定する指定管理者として、大阪府立健康科学センター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する基本協定を締結する。

両者は、本協定とともに、大阪府が実施した「大阪府立健康科学センター指定管理者指定要件書」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

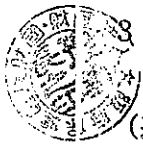
- 第1条 甲は、センターの管理運営業務を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。
- 2 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定及び各年度に締結する契約に基づき、当該業務を実施しなければならない。
- 3 前項に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、センターを「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図った上で、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことをあらかじめ提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

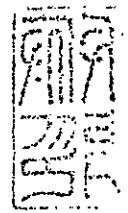
（指定期間）

- 第3条 指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- 2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運営業務を終了し、センターを明け渡さなければならない。
- 3 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。



（基本的な業務の範囲）

- 第4条 センターの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。
- (1) 健康づくりに関する調査研究及び健康づくりのための科学的かつ実践的な技法の開発
 - (2) 健康づくりのための健康診査及びこれに伴う診療
 - (3) 健康づくりに関する情報の収集及び提供
 - (4) 健康づくりを推進するための指導者の育成
 - (5) 上記に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するため必要なこと
 - (6) センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
 - (7) センターの施設の維持及び補修に関する業務
 - (8) その他、知事が特に必要と認める業務



(指定管理者の責務)

第5条 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(事業報告書等の提出書類の内容)

第6条 乙は、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に記載した3年間の事業計画書をふまえ、各年度ごとの事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、当該各年度の前年度末（ただし、初年度については4月15日）までに、甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後30日以内に甲に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類（以下「報告書等」という。）を提出しなければならない。

3 甲は、前項の報告書等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。

4 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理運営業務の実施状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況並びに個人情報の保護及び情報公開体制等とする。

5 第1項及び第2項に定めるもののほか、乙はセンターの半期を経過した時点の利用状況、経理状況について、事業報告書に準じた内容で、甲の指示する日までに書面により報告しなければならない。また、乙は、毎月の利用状況及び収入状況について、定期的に甲に報告しなければならない。

(府への納付金及び収益等に対する還元の支払方法と時期)

第7条 乙は、各年度の収支計算書等に基づき、契約書で納付金及び収益等に対する還元の支払いを約した場合は、甲に対して速やかに支払うものとする。

2 前項の納付金及び収益等に対する還元にあたっては、各年度の契約書に記載のとおりである。

(備品等の費用負担)

第8条 センターの管理運営業務に必要な備品購入等の費用負担については、甲は、施設の設置者として必要に応じて予算の範囲内で備品を購入するものとする。

(リスク負担)

第9条 センターの管理運営業務に伴うリスク負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。

4 乙は、甲の承認を受けた造作変更又は、その他費用を自ら負担して維持補修等を行った場合、甲に買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき取り扱うものとする。

2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した大阪府個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、当該管理運営業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、自己の職員その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。

(個人情報、データ等の管理)

第12条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(研究成果等の帰属)

第14条 乙が当該業務を遂行するにおいて作成した調査研究資料、調査研究成果、発表論文等、研究の成果に関する権利等については、甲に帰属するものとする。

(人権研修の実施)

第15条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(障害者法定雇用率等の達成への取組)

第16条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用に誠実に履行しなければならない。

(不服申し立て等の取扱い)

第17条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第18条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しによりセンターの管理運営業務が終了したときは、甲乙協議の上、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。ただし、乙が施設等の価値を高め変更を行っていた場合及び甲がやむを得ないと判断したときは、甲の承認により原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(業務処理状況の調査等)

第19条 甲は、センターの管理運営の適正を期するために必要と認めた場合は、随時、乙に対し、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償)

第20条 乙は、管理物件の管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2. 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第22条 甲は、条例第12条に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させることができる。

(1) 管理運営業務又は経理状況に関する甲の指示に従わないとき。

(2) 条例第12条に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でない認められたとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させた場合においては、第23条第3項の規定を準用する。

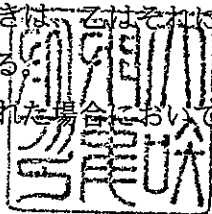
3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させた場合(乙の責に帰すべき場合を除く。)において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(甲の協定解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、当該管理運営業務の全部又は一部を停止させることができる。

(1) 正当な理由なく、乙が当該管理運営業務に着手しないとき。

- (2) 正当な理由なく、乙が当該管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
 - (3) 前各号のほか、乙がこの協定に違反し、その違反により当該管理運営業務を達することができないと認められたとき。
 - (4) 乙が、第24条の規定による事由なくして協定の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により協定を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。
 - 3 第1項の規定により、協定を解除された場合において、乙が委託料を甲から受け取った場合は、甲に返還するものとする。



(乙の協定解除権)

- 第24条 乙は、甲が正当な理由なく管理業務内容を変更し、又は廃止を行ったことにより、乙が管理運営業務を完了することが不可能であると明らかに認められるときは、本協定を解除することができる。
- 2 前項の規定により協定を解除したときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(危機事象への対応)

- 第25条 乙は、センターの利用者の生命、身体、財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれのある災害・事故等（以下「危機事象」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、当該利用者の生命、身体、財産等への被害を防止・軽減するため、大阪府危機管理対応指針に基づき、危機事象への対応を図らねばならない。
- 2 乙は、危機事象について、事前、応急、事後における適切な対応を講じるものとする。
 - 3 乙は、危機事象が発生したときは、ただちに甲に報告しなければならない。

(施設等の利用)

- 第26条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

- 第27条 乙は、定款、寄附行為、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

- 第28条 乙は、センターの管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協議)

- 第29条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成21年3月24日

(甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 橋下 徹



(乙) 財団法人 大阪府保健医療財団



理事長 南波 正宗



【リスク分担表】○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者		
			府	指定 管理者	
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○	
	金利	金利の変動		○	
	資金調達	必要な資金確保		○	
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全 （応急措置を含む）		○	
	第三者賠償	維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○	
	事業の中止・延期		建物所有者の責任による遅延・中止	○	
			法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
事業者の責任による遅延・中止				○	
事業者の事業放棄・破綻				○	
申請段階	申請コスト	申請コストの負担		○	
維持管理・運営段階	物価	物価変動		○	
	維持補修	事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○	
		府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○		
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び※日常の維持補修含む）		○	
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修 （建物所有者の発意による維持補修を含む）	○		
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修 （管理上緊急を要するもの）		○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧		協議事項	
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○			
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等		協議事項	
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○		

※上記は例示であり、管理委託費の支払のある場合や各施設の管理業務の内容によって、精査の上、追加・削除を行う。